

令和7年度 富田林市国民健康保険料の決定について

国民健康保険（以下、国保）は、加入人数や世帯の前年中の所得などをもとに保険料率等（所得割・均等割・平等割・法定軽減）を計算し、保険料を決定します。
 令和7年度の保険料は、令和7年4月から令和8年3月までの1年間の保険料です。
 年度途中で加入の方は、加入月から令和8年3月まで計算します。
 なお、国民健康保険料の納付義務者は世帯主です。そのため、世帯主が別の健康保険に加入している場合でも、世帯に国民健康保険の加入者がいれば、決定通知書は世帯主宛に送付します。

【保険料の納付方法について】

- ・6月から翌年3月までの年10回払い（特別徴収の人は4月からの6回）です。
- ・普通徴収（納付書または口座振替）または特別徴収（年金から天引き）です。
- ・*のみが印刷されている納付書が同封されている場合がありますが、不要なページです。

【都道府県化に伴う制度の変更について】

都道府県と市町村が共同保険者となって国民健康保険事業を運営する「広域化」に伴い、令和6年度より、保険料率や減免など、制度の一部が変更になりました。
 詳しくは市又は大阪府ウェブサイトをご確認ください。



保険年金課の
広域化のページ

【保険料の賦課限度額及び法定軽減判定基準所得の計算方法が変わります】

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、限度額及び計算方法が変わります。（下表参照）

令和7年度保険料率等

	医 療 分	後期高齢者支援分	介 護 分
① 所得割	所得割標準額※1×9.30%	所得割標準額※1×3.02%	所得割標準額※1×2.56%
② 均等割	一人当り年額 34,424 円×被保険者数	一人当り年額 11,034 円×被保険者数	一人当り年額 18,784 円×被保険者数
③ 平等割	一世帯当り 33,574 円/年	一世帯当り 10,761 円/年	
賦課 限度額	一世帯当りの 賦課限度額 65 万円	一世帯当りの 賦課限度額 24 万円	一世帯当りの 賦課限度額 17 万円
①+②+③の合計額が賦課限度額を超える場合は、賦課限度額がその世帯の保険料の年額			

※1 所得割標準額 加入者ごとに前年（令和6年1月から12月）所得から最大43万円を控除した額の合計額

均等割と平等割の法定軽減（法令改正等により下線部が今年度から変わりました。）

前年中の総所得金額等が、国の定めた基準額を下まわる世帯は、保険料のうち、均等割額と平等割額の一部を軽減します。さらに未就学児の均等割額は2分の1を軽減します。

軽減内容	保険料が軽減される世帯
7割軽減	前年中の総所得金額等※2が「43万円＋（給与所得者等の数※3－1）×10万円」以下の世帯
5割軽減	前年中の総所得金額等※2が「43万円＋ <u>30万5千円</u> ×（国保加入者の数＋特定同一世帯所属者の数※3ページQ3の2）＋（給与所得者等の数※3－1）×10万円」以下の世帯
2割軽減	前年中の総所得金額等※2が「43万円＋ <u>56万円</u> ×（国保加入者の数＋特定同一世帯所属者の数※3ページQ3の2）＋（給与所得者等の数※3－1）×10万円」以下の世帯

※2 総所得金額等：国保加入者と国保資格のない国保上の世帯主、特定同一世帯所属者を含んだ令和6年1月から12月に、所得のある人全ての合計所得。ただし、専従者控除や繰越損失を申告している場合は総所得の計算方法が異なります。

※3 給与所得者等：一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方）の人数。給与所得者等の数が2人以上の場合のみ計算します。

保険料の計算方法について

保険料は、「医療分」と「後期高齢者支援分」と「介護分」の合計額で、それぞれ所得割（国保加入者の所得に応じて計算する額）と均等割（国保加入者数に応じて計算する額）と平等割（各世帯に平等にかかる額）に分けて計算しています。

医療分

国保加入者の医療費をまかなうことを目的とした保険料（全ての加入者が対象）

①所得割

国保加入者の前年中の所得に応じて計算した額

+

②均等割

国保加入者数に応じて計算した額

+

③平等割

各世帯が平等に賦課される額

-

④法定軽減額

均等割と平等割額に軽減率をかけた額

後期高齢者支援分

後期高齢者の医療費を支援することを目的とした保険料（全ての加入者が対象）

①所得割

+

②均等割

+

③平等割

-

④法定軽減額

介護分

介護保険制度を支援することを目的とした保険料（40歳～65歳未満の加入者が対象）

①所得割

+

②均等割

-

④法定軽減額

合計額が年間保険料

今回通知した本決定（更正）通知書の見方

- 国民健康保険料期別明細書（通知書の2ページ）

大阪府富田林市

国民健康保険料期別明細書

普通徴収分

期別	納期限	決定額	納付済額	差引納付額
1期	令和7年6月30日	0	44,973円	0円
2期	令和7年7月31日	0	44,300円	0円
3期	令和7年9月1日	0	44,300円	0円
4期	令和7年10月1日	0	44,300円	0円
5期	令和7年11月1日	0	44,300円	0円
6期	令和7年12月1日	0	44,300円	0円
7期	令和8年1月5日	0	44,300円	0円

期別ごとの納期限と決定額です。

法定軽減に該当する世帯は、法定軽減の割合を記載しています。

本年度の均等割と平等割の合計額の2割を軽減しています。

特別徴収分（年金からの天引き）

期別	決定額	納付済額	差引納付額
4月	0円	0円	0円
6月	0円	0円	0円
8月	0円	0円	0円
10月	0円	0円	0円
12月	0円	0円	0円
2月	0円	0円	0円

更正理由：
本算定 令和7年6月1日

特別徴収（年金からの天引き）の期別と金額を記載しています。

- 国民健康保険料 賦課決定明細（通知書の3ページ）

大阪府富田林市

国民健康保険料 賦課決定明細

内 訳	医 療 分	支 援 金 分	介 護 分	徴 収 方 法
所得割	9.30 %	3.02 %		
所得割標準額	1,590,000円	1,590,000円		所得割標準額：4ページ目の基準総所得金額から加入者ごとに最大43万円引いた金額の合計額
所得割額(A)	147,870円	48,018円		
被保険者数	4人	4人		
1人当たり	34,424円/人	11,034円/人		均等割：34,424円×人数
均等割額(B)	137,696円	44,136円		
1世帯当たり	33,574円	10,761円		平等割：33,574円（1世帯当たり定額）
積算合計(D=A+B+C)	319,140円	102,915円		
均等割額(E)	55,080円	17,656円	3,757円	
平等割額(F)	6,715円	2,153円	0円	
限度超過額(G)	0円			
月割減額(H)	0円			均等割額の法定軽減額：均等割額(B)×法定軽減割合（2割・5割・7割） 平等割額の法定軽減額：平等割額(C)×法定軽減割合（2割・5割・7割）
繰上数(I)	0円			
減免額(J)	0円			
過年度賦課済額(K)	0円	0円	0円	
減額合計(L=E+H+I+J+K)	61,795円	19,809円	3,757円	
保険料額(M=D-L)	257,345円	83,106円	55,731円	保険料合計額 (医療+支援金+介護) 396,182円

月割減額：年額の保険料のうち、支払が必要のない月の保険料の合計額

・国民健康保険料の被保険者別加入月内訳書（通知書の４ページ）

大阪府富田林市

国民健康保険料の被保険者別加入月内訳書

加入月数内の印について

○印：医療分及び後期高齢者支援金分対象月

◎印：医療分・後期高齢者支援金分及び介護分対象月

被 保 険 者 氏 名		加 入 月 数												被 保 険 者 氏 名		加 入 月 数											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基 準 総 所 得 金 額														基 準 総 所 得 金 額													
富田林 太郎		○	○	○	○	○	○							2,020,000円													
富田林 花子		○	○	○	○	○	○							350,000円													
富田林	基準総所得金額です。基準総所得金額とは、軽減判定や所得割の基準となる前年中の総所得金																										
富田林	の事です。※専従者控除、純損失等の場合は、異なる場合があります。																										
	0円																										

国保加入者は○（介護保険料なし）と◎（介護保険料あり）が加入月に記載があります。擬主は加入者ではないため、空白になっています。

基準総所得金額です。基準総所得金額とは、軽減判定や所得割の基準となる前年中の総所得金額等のことです。※専従者控除、純損失等の場合は、異なる場合があります。

保険料に関する詳細は「本市ウェブサイト＞健康・福祉＞国民健康保険＞保険料に関すること」に掲載しております。

Q&A よくある質問

Q1 年度内に何回も保険料の通知があるのはなぜですか？

世帯構成や、申告などで収入が変わった場合の他にも、国保加入者が40歳を迎えた月に介護保険料が追加されるため、誕生日の翌月に保険料を再計算し通知します。
※年度途中で国保加入者が75歳を迎えられる場合は、あらかじめお誕生日を迎える月までの期間で保険料を計算しています。（他に75歳未満の加入者がいる場合は計算された保険料を10分割しています）

Q2 どのような場合に特別徴収（年金から天引き）になりますか？

特別徴収の対象になる方は、次の1から4の全てに該当される人です。

1. 世帯主が国民健康保険に加入していること。
2. 世帯内の国民健康保険の加入者全員が、65歳以上75歳未満であること。
3. 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であること。
4. 国民健康保険料と介護保険料の合計額が対象の年金受給額の2分の1を超えないこと。

●ただし、次の人は年金からの徴収はしません。

- ① 国民健康保険料を口座振替により継続して納付している方。
- ② 年度途中で国民健康保険の加入者が75歳を迎える世帯。

※年度途中で保険料が変更になった場合等には、普通徴収（納付書での支払い）に切り替わることがあります。
※年金天引きの対象となる方は、1年間の保険料を6回に分けて、年金より天引きします。

ただし、4月・6月・8月は保険料の年間額が確定していないため、前年度の保険料の半分の3分割して天引きします。その後、10月・12月・2月は確定した年間額から4月・6月・8月に納付済みの保険料を差し引いた残りの額を3分割して天引きします。

※毎年、6月の本算定の際に特別徴収に該当するかを確認し、該当の方は通知書の2ページ（「令和7年度国民健康保険料期別明細書」）に特別徴収により年金天引きされる金額と月を記載しております。

Q3 国保加入の世帯に後期高齢者医療制度（以下、後期高齢）の該当者がいる場合、保険料の軽減などありますか？

以下の場合、国保の保険料が特例措置を受けることができます。

- 1 保険料の法定軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、後期高齢に移行しても、同じ軽減（2割・5割・7割）を受けることができます。
- 2 後期高齢に移行し、国保の加入者が1人となる場合に、5年間は、世帯単位で計算される保険料（平等割）が半額になり、6年～8年間は、4分の3になります。
- 3 被用者保険（社会保険）の本人が後期高齢に移行することにより、その被扶養者（65歳～74歳）が新たに国保に加入した場合、法定軽減7割、5割該当の場合を除き、国保加入後2年間、1人あたりで計算される保険料（均等割）が半額に、世帯全員が被扶養者の場合には、世帯で計算される保険料（平等割）も半額になります。さらに、その被扶養者の所得にかかる所得割保険料は当分の間免除されます。

Q4 解雇・雇い止め・正当な理由のある自己都合で退職しましたが、保険料の軽減はありますか？

次のすべての要件を満たす場合は、対象者の前年給与所得の7割を減額した額で所得割が計算されるなどの特例が受けられます。適用を受けるには申請が必要です。

- ・雇用保険受給資格者証（以下、受給者証）の交付を受けている人
- ・受給者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する人
- ・離職日に65歳未満であること

Q5 産前産後期間の保険料の免除はありますか？

妊娠85日以上で分娩（死産・流産・早産を含む）された（予定する）方の産前産後期間の国民健康保険料を免除する制度があります。免除される期間は単胎の場合は4カ月間（産前1カ月・出産月・産後2カ月）、多胎の場合は6カ月間です。

免除には申請が必要で、出産予定日の6カ月前から申請できます。オンライン申請も可能です。



Q6 すでに社会保険に加入していますが、国民健康保険料が届いたのは、なぜでしょうか？

職場の健康保険に加入した場合は、自動的に資格が切り替わらないため、資格喪失の手続きが必要です。また、保険料の誤納付や保険証間違いによるトラブルの可能性もありますので、早めに手続きをしてください。

Q7 マイナンバーカードを保険証として利用するには、どうすればいいのでしょうか？

「マイナポータル」等から事前に申し込みが必要です。詳しくは、マイナポータルホームページをご覧ください。マイナンバー総合フリーダイヤル TEL 0120-95-0178（無料）

URL：[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html]



Q8 今持っている保険証の有効期限が切れたらどうすればよいですか？

マイナ保険証登録をされていない方には現在お持ちの保険証の有効期限が切れる前に、資格確認書（カード型）を送付します。

※マイナ保険証登録がお済みの方には資格情報のお知らせ（A4型）を送付します。

保険料を納めないでいると

◎督促手数料

保険料の納付義務者が納期限までに保険料を完納しない場合、新たな納期の督促状を送付します。

この場合、1納期につき100円の督促手数料が加算されます。

◎延滞金

納期限が過ぎて保険料を納めないでいると、延滞金が増加されます。納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、条例に定められた割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。

◎医療機関窓口での全額負担

保険料を滞納している世帯は、医療機関での支払いの際に国民健康保険負担分（7割から8割）を全額負担し、後日特別療養費として申請いただく制度に切り替わる可能性があります。

◎財産等の差し押さえ

国民健康保険料を納期限までに納付されない場合は、督促手数料及び延滞金が増加されるとともに、その督促を受け、指定された納期限までに保険料を納付されないときは、地方自治法231条の3第3項の規定により、財産等を差し押さえることがあります。

保険料の減免・納付猶予や納付相談について

火事や地震、台風などの災害で損害を受け、生活が一時的に困難になったときや、所得減少等により、保険料を納めることが一時的に困難になったときは、保険料の減免及び猶予の申請をすることができます。郵送での手続きも可能です。詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。保険年金課までお問合せください。

※減免制度は「広域化」に伴い、令和6年度より制度の一部が変わりました。

お問い合わせ 富田林市 保険年金課 (0721) 25-1000 代表

国保の資格・賦課・給付に関すること 資格給付係 内線552・151

納付・猶予に関すること 収納係 内線152・156

保健事業に関すること 保健事業係 内線155



保険年金課のページ